

# 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について

障害者差別解消法(通称)は、すべての方が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的に制定され、平成28年4月1日から施行されました。

※文中の「障がいのある方」とは、障がい者手帳の所持、不所持にかかわらず、さまざまな心身の機能の障がいによって、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている人のことをいいます。

## 障がいを理由とする不当な差別的取扱の禁止

障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり条件を付けたりするような行為を禁止することです。



障がいがあることを理由に習いごと教室の入会を断られた。



「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった障がいを理由に入店を断られた。

## 社会的障壁を取り除くための合理的配慮

障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送ることを妨げている制度、慣行などのさまざまな物事＝「社会的障壁」がある場合、負担になり過ぎない範囲でそれを取り除くための配慮＝「合理的配慮」をすることです。



障がいのある方にわかりやすく説明すること。



視覚や聴覚に障がいのある方に読み上げや筆談をすること。

## 差別解消の推進に向けた取組

障がいのある方もない方も、ともにいきいきと暮らしていける社会を実現するため、障がいを理由とする差別の解消は市民一人ひとりにとって、とても大切な問題です。

また、この法律では民間事業者に対しても、不当な差別的取扱を禁止するとともに、合理的配慮の実践に努めるよう定めています。

皆さんもこの法律の制定をきっかけに、障がいのある方にとっての「障壁」になるものが身の回りにはないか、それを取り除くために何ができるのかを一緒に考えていきましょう。

※2021年5月 法律の一部改正により令和6年4月1日から民間事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が法的義務となりました。

